政令第　　号

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日は、平成十九年九月十九日とする。

理　由

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。